

～ 成年年齢の引き下げから1年～

18歳・19歳に気をつけてほしい 消費者トラブル

契約当事者18歳・19歳の消費生活相談(2022年4月～10月)

	相談件数が多かった商品・役務	件数の増加がみられた商品・役務
1位	脱毛エステ	脱毛エステ
2位	出会い系サイト・アプリ	医療サービス(医療脱毛など)
3位	商品一般(架空請求など)	コンサート(転売チケットなど)
4位	内職・副業	エステティックサービス
5位	賃貸アパート	普通・小型自動車

(国民生活センター発表資料より)

- **脱毛エステ**では、
 - ▶ お試しのつもりで施術を受けたら高額なコースを勧められて断り切れず契約してしまった
 - ▶ 通い放題コースを契約したのに予約が全く取れない
 - ▶ サロンが破産したので請求を止めてほしい
 などの相談が寄せられています。男性からの相談も増えています。
- **出会い系サイト・マッチングアプリ**は、
 - ▶ サクラとやり取りするために高額なポイントを購入した
 - ▶ あやしいネットワークビジネスに勧誘されてだまされたなど、様々なトラブルにあう可能性がある所以要注意です。
- **内職・副業**をスマホで検索して、
 - ▶ 「スマホをタップするだけで収益が発生!」という広告を見てマニュアルを買ったら「サポートプランに入らないと稼げない」と言われ、断り切れず契約してしまった
 という相談などが寄せられています。

消費生活



通信

令和5年4月
vol.150

役場町民課

消費生活センター

☎27-1958 (直通)

※来所の際は事前にお電話頂けると確実です



子どもサポート情報より

「契約しない」という決断も大切

- 18歳になると、自分の判断で契約できるようになりますが、同時に、契約内容を守る義務もうまれます。「守れないかもしれない」と感じる時は、契約するのはやめましょう。
- 特に「やめたいとき」(返品・キャンセル・退会・解約)のことは、契約する前にしっかり確認しましょう。

その相談相手は信用できますか?

- 変だな、困ったな、と思ったら、家族など信用できる人、消費生活センターに早めに相談しましょう。「188」に電話すると、最寄りのセンターにつながります。
- SNSなどで、間違ったアドバイスをしている投稿を時々見かけます。また、ネットで見つけた窓口に相談して、あとで高額な請求を受けるトラブルも起きているので、注意してください。

